

学事組サークル活動助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、岐阜県公立小中学校事務職員組合の組合員（以下「組合員」という）が主となって自主的に行うサークル活動に必要な経費の一部を助成することにより、サークルの育成や組合員の団結を促進、組合活動への定着、組合未加入者の加入促進を目的とする。

(助成金の対象となるサークル)

第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。

- (1) 組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。
※ 公序良俗に反すること、営利、宗教、政治目的の活動は不可とする。
- (2) 原則として組合員及び岐阜県公立小中学校、特別支援学校、義務教育学校に在籍する事務職員で組織され、構成員の半数以上が組合員であり、かつ合計人数が5人以上であること。
- (3) 組合報にサークル紹介の記事を提供することができること。
- (4) その他、中央執行委員長が必要と認めた事項。

(助成額)

第3 助成金は、一万円を上限とした実費を交付する。

- (1) サークル活動助成金予算の範囲内で支給することとする。

(助成金の使途)

第4 助成金の使途は次のとおりとし、サークル運営及び活動に必要な経費に限る。

- (1) 会場代、施設使用料および諸経費。
- (2) 講師への謝礼や交通費（構成員は対象外）。
- (3) 活動に必要な消耗品等の購入。
- (4) その他、中央執行委員長が認めた項目。

(申請)

第5 申請は助成金交付申請書により行う。

- (1) 助成金の対象となる経費に係る領収書等を添付すること。
- (2) 助成金交付申請書の提出期限は対象年度の1月31日までとする。

(交付)

第6 助成金の交付決定は、中央執行委員会での審査を経て決定する。

(報告)

第7 報告は活動報告書により行う。

- (1) 活動報告書に、活動の様子が分かる写真を添付すること。
- (2) 活動報告書の提出期限は、対象年度の1月末日までとする。